

埼玉県農林水産業振興基本計画の概要

序章 はじめに

策定の根拠

埼玉県農林水産業振興条例第7条

計画期間

令和8年度～令和12年度

条例が定める基本理念

- ① 農林漁業者の優れた経営能力を生かし、農林水産業の産業としての競争力を強化する
- ② 地域の特性に応じて、収益性の高い、安定的な農林漁業経営を確立し、将来にわたり農林水産業を持続的に営むことができるようにする
- ③ 農林水産業及び農山村の有する多面的機能を適切かつ十分に発揮することができるようにする
- ④ 消費者の需要に応じ、消費者に信頼される良質かつ安全な農林水産物を安定的に供給することができるようにする

第Ⅰ章 埼玉農林水産業・農山村の姿

本県の農林水産業・農山村の現状を、5つの切り口で整理

- | | |
|-------------------|--------------|
| 1 農林水産物の供給・消費 | 3 林業 |
| ・農林水産業を取り巻く市場 | ・森林 |
| ・地産地消 | ・林業構造 |
| ・農林水産業の関連産業との連携 | ・木材・特用林産物の生産 |
| ・食品の安全確保と消費者の信頼確保 | 4 水産業 |
| 2 農業 | ・養殖業 |
| ・農産物の生産 | ・河川漁業 |
| ・担い手 | 5 農山村 |
| ・農地 | ・農山村の人口・地域資源 |
| | ・多面的機能の発揮 |
| | ・鳥獣害対策 |

第Ⅱ章 農林水産業・農山村をめぐる潮流

農林水産業をめぐる8つの潮流をとらえ、課題を整理

- ① 国際的な食料需要の増加、食料生産、供給の不安定化
(世界人口の増、気候変動や地政学的リスク)
- ② 国内市場の縮小と消費者ニーズの変化
(人口減・少子高齢化、食の外部化、観光・体験等への関心)
- ③ 生産資材価格の高騰 (R2年比で4割増(R7年9月時点))
- ④ 木材需要の拡大と人工林の本格的な利用期の到来
(人工林の8割以上が利用可能)
- ⑤ 農林水産業の未来を担うイノベーション
(ロボット、AI、IoT、情報通信等)
- ⑥ 農林漁業者の減少・高齢化
(従事者数の減少・高齢化の継続)
- ⑦ 気候変動、自然災害への対応
(夏の高温、イネカメムシ、家畜伝染病等)
- ⑧ SDGsの取組への対応(SDGsの推進)
(環境に配慮した生産活動)

第Ⅲ章 本計画が目指す将来像

基本計画が目指す将来像を、条例が定める基本理念に即して整理

【将来像】

近くておいしい、もうかる・つながる 農林水産業・農山村を目指します。

- 基本理念の①、②に即して、本県の農林水産業が経済的に発展し“もうかる”農林水産業を実現
- “もうかる”農林水産業を礎に、基本理念の③、④に即して、本県の農林水産業を持続的なものとし、産業と生活が“つながる”、将来に向けて“つながる”、人・森・川が次世代に“つながる”農林水産業・農山村を実現

第IV章 取組の展開方向

本計画が目指す将来像を実現するため、条例に規定する各施策について、8つの大柱で整理し、具体的な内容を整理

<施策の展開方向>

<主なポイント>

1 ニーズに応じた農林水産物の供給と高付加価値化の推進	(1)生産、流通、販売等の体制の整備 (2)地産地消の促進 (3)消費者の信頼確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ ニーズに応じた生産推進 (県育成いちご品種の食味向上運動、加工業務用野菜の流通体制の整備 等) ○ 県産品のブランド化・販売促進 (県産農林水産物PR、輸出、県産木材の利用促進を図る「活樹」の推進)
2 イノベーションの促進	(1)先端的な情報通信技術等を活用したスマート農林水産業の推進 (2)重点的・計画的な試験研究の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ スマート農林水産業技術の導入支援 (経営収益の改善につながるスマート農林水産業技術の導入 等) ○ 試験研究の実施 (先進技術やアグリテックを活用した技術開発 等)
3 優良農地の確保及び有効利用	(1)優良農地の確保 (2)農地の有効利用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域計画の「将来像」の実現に向けた担い手への農地の集積・集約化 ○ スマート農業への対応も含め、地域の意向に沿ったほ場整備を通じた生産性向上 ○ 森林管理道等の整備の推進
4 生産基盤の整備	(1)農業生産の基盤の整備 (2)林業生産の基盤の整備	
5 経営力の向上と多様な担い手の育成及び確保	(1)農林漁業者の経営発展 (2)新規就業の促進 (3)多様な担い手の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規就農者の支援 (第三者継承、既存施設等を活用した研修及び経営基盤継承による初期投資抑制 等) ○ 多様な担い手育成 (女性が働きやすい環境整備、法人参入支援、集落営農支援、農業支援サービス事業体、農福連携 等)
6 災害等のリスクへの対応	(1)災害対策の推進 (2)鳥獣及び特定外来生物による被害の防止 (3)伝染性疾病及び病害虫の発生の予防及びまん延の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高温に強い品目への転換支援、イネカメムシ対策、家畜伝染病の発生・まん延防止 等
7 農山村振興と住民の多様な関わり創出	(1)農山村の振興 (2)県民の農林水産業及び農山村に対する理解の促進 (3)都市農業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域資源を活用した商品開発支援、都市農村交流、都市農業振興 等
8 環境負荷低減の推進と多面的機能の発揮	(1)環境負荷低減の取組の促進と温室効果ガスの吸収・貯蔵機能の向上 (2)農業・農山村の多面的機能の発揮 (3)森林の公益的機能の発揮	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境負荷低減(化学肥料・農薬使用低減等)の取組の促進、環境保全や地域共同活動の支援 等

第V章 計画の推進に当たって

県、市町村、農林漁業団体、農林漁業者、関連産業の事業者・団体、県民それぞれの役割と、計画の実効性の確保に係る方針を記載

将来像を実現するための指標

本計画の将来像の実現に向けて、施策の進捗管理に係る21の指標を設定

施策の展開方向	指標	現状値	目標値	施策の展開方向	指標	現状値	目標値
	新 販売農業経営体*における平均販売金額	11,563千円 (R5年度)	15,108千円 (R12年度)	3 優良農地の確保及び有効利用	担い手への農地集積率	36% (R6年度)	50% (R12年度)
	新 販売農業経営体*における年間販売金額1,000万円以上の農業経営体数割合	15.3% (R6年度)	20.2% (R12年度)		遊休農地解消・活用面積	1,104ha (R3～5年度)	2,000ha (R8～12年度)
1 ニーズに応じた農林水産物の供給と高付加価値化の推進	需要に応じた野菜の作付拡大面積	822ha (R3～6年度)	1,000ha (R8～12年度)	4 生産基盤の整備	基盤整備面積	23,710ha (R6年度)	24,282ha (R12年度)
	契約野菜対応型野菜産地育成数	27地区 (R3～6年度)	30産地 (R8～12年度)		路網密度	24.5m/ha (R6年度)	26.8m/ha (R12年度)
	新たに農業の6次産業化により開発された商品数	208品目 (R3～6年度)	250品目 (R8～12年度)	5 経営力の向上と多様な担い手の育成及び確保	農業法人数	1,441法人 (R6年度)	1,800法人 (R12年度)
	森林の整備面積	5,495ha (R3～6年度)	12,500ha (R8～12年度)		新規就農者数	330人/年間 (R6年度)	330人/年間 (R12年度)
	施業のため集約化・団地化する森林面積	24,401ha (R6年度)	29,000ha (R12年度)	6 災害等のリスクへの対応	防災・減災対策に着手した防災重点農業用ため池の数	30か所 (R6年度)	148か所 (R12年度)
	県産木材の供給量	87,000m ³ /年間 (R6年度)	137,000m ³ /年間 (R12年度)	7 農山村振興と住民の多様な関わり創出	農山村へつないだ都市住民の延べ人数	5,826人 (R3～6年度)	5,000人 (R8～12年度)
	県産農産物コーナー新規設置店舗数	101店舗 (R3～6年度)	125店舗 (R8～12年度)	8 環境負荷低減の推進と多面的機能の発揮	新 環境負荷低減に取り組む農業経営体の割合	7% (R5年度)	10% (R12年度)
	県産木材を利用した公共施設数	1,356施設 (R6年度)	1,720施設 (R12年度)		多面的機能を発揮する共同活動の実施面積割合(カバー率)	34.4% (R6年度)	38.6% (R12年度)
2 イノベーションの促進	スマート農業技術の導入件数	269件 (R6年度)	538件 (R12年度)				

* 農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が一定の規模以上のもののうち、年間の農産物販売金額が50万円以上の経営体。